

令和3年度 小学新1年生の保護者の皆様へ

～就学援助「新入学児童生徒学用品準備費」(入学前支給)のご案内～

本町では、お子さんが小学校へ入学する保護者の方を対象に入学にかかる学用品等の購入費用を援助します。援助を希望される方は、下記の内容をご覧の上、申請してください。

【援助を受けられる方】(世帯構成・年収・家族の方の健康状態などにより、総合的に審査し受給者を決定します)

- ・令和3年4月に嵐山町立小学校入学予定のお子さんの保護者で、嵐山町に住民登録がある方
 - ・期限内に申請書を提出された方
 - ・生活保護を受けてはいないが、生活保護世帯に準ずる程度に経済的に困りの方
 - ・その他、必要と認められる方(保護者の職業が不安定で生活状態が就学に影響を及ぼしていると認められる家庭など)
- ※生活保護を受給中の方は、福祉事務所から同様の費用が支給されるため、この制度は支給対象外となります。

【申し込み方法】

- ・別紙の申請書に必要事項を漏れなくご記入の上、入学説明会にて封筒に入れた状態で提出してください。
～入学説明会の日程～

●菅谷小学校 令和3年1月28日(木) ●七郷小学校 令和3年2月5日(金) ●志賀小学校 令和3年1月29日(金)

※入学説明会に持参されない場合は、令和3年1月27日(水)までに教育委員会事務局に提出してください。

【認定結果・支給内容について】

- ・審査結果は、令和3年2月下旬～3月初旬頃(予定)に申請者へ通知します。
- ・支給額 **51,060円**
- ・支給日 令和3年3月中旬(予定)※申請者が指定した口座に振込します。

【※注意事項※】 ～よくお読みください～

- ・今回支給する「新入学児童生徒学用品準備費」を受給された場合、入学後の令和3年度「就学援助」における「新入学児童生徒学用品費」の支給はありませんので、ご注意ください。
- ・今回受給された場合でも、入学後の令和3年度「就学援助」の支給を希望する場合には別途申請していただく必要があります。(入学説明会などでご案内します)
- ・申請から入学までの間に嵐山町から転出された場合、「新入学児童生徒学用品準備費」は返金していただきます。また、転出先の市区町村には本町で入学準備金の入学前支給を行った旨と返金の有無を通知いたします。
- ・今回申請をされなかった、または申請したが否認定となり受給されなかった場合も、入学後に「就学援助」を申請し、認定された場合には、就学援助費の第1回支払い時(7月下旬)に「新入学児童生徒学用品費」を支給します。
- ・令和元年中の所得金額がわかるよう、給与所得者で年末調整をしている方以外は、町県民税申告または確定申告を済ませてから申請してください。申告書の写しを提出する必要はありませんが、所得状況がわからないと認定となりませんのでご注意ください。
- ・令和2年1月1日現在、嵐山町外に住んでいた方は、住んでいた自治体が発行した、令和元年中(平成31年1月～令和元年12月)の合計所得金額、扶養人数が記載されている、「令和2年度住民税課税(非課税)証明書」(自治体により証明書名称が異なります)が必要です。

※「就学援助」とは・・・経済的な理由によって就学困難な町内の小・中学校に通う児童生徒の保護者に対して、国の援助に関する法律に基づき、学用品費や学校給食費などの援助を行う制度です。

問合せ：嵐山町教育委員会事務局 教育総務担当(役場内)

電話 0493-62-0823(直通)